

創価大学

授業における合理的配慮 利用のしおり

合理的配慮は支援計画書を提出した日から遡っての対応はできません。
申請は余裕を持って早く行いましょう。

大学における合理的配慮とディプロマ・ポリシー

大学における合理的配慮とは、障害を持つ学生が、障害のない学生と平等な条件で学修に参加し、能力を最大限に発揮できるようにするために、大学側が必要かつ適切な変更・調整を行うことです。この配慮は、大学が定めるディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を達成するために非常に重要な役割を果たします。

1. ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の目標達成を可能にする調整

ディプロマ・ポリシーは、「大学が定める教育課程を修め、学位を取得するために学生が身につけるべき知識、能力、態度」を具体的に示し、その達成を卒業の要件とするものです。

合理的配慮の目的は、このディプロマ・ポリシーで示された学修目標や能力水準自体を下げることはありません。

変更しないもの：ディプロマ・ポリシーに掲げられた最終的な能力水準（何を学ぶか、どのような能力を身につけるか）。

調整するもの：その能力水準を達成するための手段や環境（どのように学ぶか、どのように評価を受けるか）。

例えば、ディプロマ・ポリシーが「専門分野に関する口頭での発表能力」を要求している場合、合理的配慮は、車椅子を使用する学生に「講義室へのアクセス」を提供したり、発声に困難がある学生に「発表時にパソコンでの文字入力を許可」したりすることで、能力目標（発表能力）は変えずに、学生が能力を発揮できる環境を整えます。

2. 教育の公平性と質の確保

合理的配慮は、すべての学生がディプロマ・ポリシーを達成できる機会の公平性を保証するものです。

配慮がなければ、障害が「学ぶ権利」や「能力を発揮する機会」を奪う障壁となってしまいます。

配慮を行うことで、学生は本来持っている能力や努力に基づき、公平な評価を受け、ディプロマ・ポリシーに定められた学位にふさわしい能力を身につけて卒業することができま

す。したがって、大学は、ディプロマ・ポリシーを遵守し、教育の質を保証しつつ、合理的配慮を通じて、教育の公平性を実現する責任を負っていると言えます。

高等学校までとの違い

後期中等教育機関の高等学校では“特別支援教育”ができるため、履修困難な単位があっても「教育的配慮」「校長裁量」で卒業できる可能性がありました。

しかし高等教育機関である大学では、“合理的配慮”によって「機会の保証」はできても評価、必修免除による「結果の保証」はできません。

◆特別支援教育◆

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うものの。

◆合理的配慮◆

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

また、大学は高等学校まであった担任の先生のように学生のすべてを把握する教員が配置されフォローが行われるというスタイルではなく、社会に出る前の最後の教育機関として個人の自主性が求められる形となっています。

授業における合理的配慮とは？

通学課程における障害のある学生が、障害のない学生と平等の教育を受けるため、大学が必要かつ適当な環境調整を行うことであり、それは「合格基準・単位認定・成績・評価基準・卒業要件」や「教育の目的・内容・機能」等の本質的な変更に及ばないものをいいます。

障害のある学生及び入学志願者から、社会的障壁の除去を必要としている意思表示があった場合、その実施に伴う負担が過重でないとき、障害者の権利利益の侵害がないよう個々の状況に応じて、合理的な環境調整をするように努めます。

社会的障壁の除去の実施に伴う負担の過重の度合いについては、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的かつ客観的な判断がされます。

- ① 本学の事務・事業・教育への影響の程度
(事務・事業・教育の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実施についての実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 実施についての費用・負担の程度
- ④ 本学の事務・事業規模
- ⑤ 本学の財政・財務状況

「合理的配慮」は障害者の権利に関する条約第2条の定義を適用します。

障害者の権利に関する条約 第二条

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

学生が身につけていく力

障害学生が以下の力を養成していくことを目標としています。

主体的に動く力

学生自身が課題解決や目標達成に向けて主体的に自分に
必要な環境調整について考え活用していく力

相談する力

困った時に自ら相談する力、自分で理解した課題やニーズを言葉にして相手に伝える力

自分を理解する力

自分の得意、不得意の理解や、このような調整や工夫があればできることが増えるなどの自分に関する理解を深めていく力

申請対象と調整範囲

申請対象は、次の①～③すべての条件を満たす方とし、修学に関する事項を中心に障害学生の個別ニーズと学習目標に基づいて検討します。

- ① 本学の通学課程に在籍する学生
(学部生、大学院生、別科生、科目等履修生、研究生)
- ② 修学に著しい制限が生じている障害学生
- ③ 本人が調整を受けることを希望し、その必要性が本学に認められた障害学生
(病気や怪我等により一時的に障害を負った学生も含む。)

※本学への入学を希望する受験生（通信教育課程を除く）には、入学試験に係わる範囲において、障害のある受験生の個別のニーズに基づき、調整内容を検討します。

合理的配慮を申請する上で障害学生に 求められること

- 所属する学部・学科・プログラムの人材育成目的及び教育目標と、自身の障害特性を理解し、創価大学で主体的に環境調整を活用し学ぶことに努める。
- 障害特性及びニーズの根拠書類を提供する。
- 合理的配慮の内容については、大学関係者との対話に基づき、情報連携と合意形成を図ることによって定まるものであることを理解する。

合理的配慮を提供する上で大学が行うこと

- 創価大学に在籍する障害学生及び創価大学への入学を希望する障害のある受験生に対し、創価大学における修学に関する情報提供と相談に応じる。
- 障害学生の個別特性に基づくニーズを確認する。
- 創価大学における学びの特徴と学生のニーズに基づき、調整内容を検討する。
- 環境調整内容は、障害学生との対話に基づき、情報連携と合意形成を図るとともに、適時調整や変更について判断する。
- 障害学生を支援する専門部署が専門的な支援ノウハウの提供を行い、障害学生が所属する学部、授業担当教員、その他関係部署及びサポートスタッフ等、全学の関係者が連携し協力体制を築く。

困りごとを抱える学生が、正課・準正課・課外活動を通じて目標を達成していけるようになるために、障害学生支援室は学生本人、学内（必要に応じて学外）の支援者と共により良い方法を発見し、実践していくサポートを行います。

ご相談について

＜相談をご利用いただく上での合意が必要な確認事項＞

学生にあった支援方法を考えるために、下記のような情報提供・収集が必要となります。特に、学生本人からどのようなことに困っているかを詳しく伺うことは、的確な支援方法を見極める上でも、ご本人の支援要請の意思を確認する上でも重要です。

- ・ 申請する学生本人との面談から得られる情報
- ・ 医療機関からの診断書・検査結果等の情報
- ・ 正課・準正課などの学習環境で、学生が目標を達成するために必要な情報を把握している関係者（教職員）からの情報
- ・ 学生生活を送るうえで必要な大学内各部署からの情報（例：学生相談室、保健センター、SPACE）
- ・ 必要に応じてご家族（保護者）からの情報、入学前の教育機関（高校）関係者からの情報、大学外の支援機関からの情報

※その他、第三者からの聞き取りは、適切な支援を提供するにあたって必要と判断された場合、かつ、学生本人にその主旨を十分に説明し、承諾を得た場合に実施します。

授業における合理的配慮の申請について

【必要な確認事項】

授業における合理的配慮申請は、この「利用のしおり」を読んで、内容を理解した上でご提出ください。

- 必要な聞き取りや調査に基づいた評価の実施に加え、障害特性及び配慮ニーズの根拠を示す書類の提出が必要です。（例：障害者手帳、診断書）
- 聞き取りや根拠書類から収集した情報の中から、適切な環境調整を提供するために必要な情報を学生本人の承諾後、支援に関わる教職員及び学内支援関係者に対して共有する必要があります。同意が得られない場合、環境調整ができない場合があります。
- 障害学生支援室では、学生本人の同意のもとに知りえた個人情報、取得した根拠書類については、本学の「学校法人創価大学個人情報保護規程」に沿って十分に注意して管理しています。
- 障害学生支援室では、よりよい環境調整を提供するために、支援の経過を関係者間で検討することがあります。その際には、個人情報を省略・改編し、匿名性を担保した上で実施します。
- 学生から得られた情報については、原則として学生本人の承諾なく関係者に共有されることはありません。ただし、学生の心身に重大な危機が及ぶと判断された場合は、学生本人の承諾なく、必要な対応をとることがあります。

合理的配慮の申請から開始までの流れ

① 学生が Google フォームで、web 申請

根拠書類は Google フォームに添付または実物を支援室へ提出



② 学生はアドバイザー教員と履修計画等について面談



③ 本人と相談員が面談、支援計画案を作成



④ 支援計画案について教職員と支援室で協議会を行い支援計画書が完成



⑤ メールで学生本人に支援計画書の合意確認

合意が得られるまで③～④は継続



⑥ 学生からの合意後、支援室からポータルサイトの個人宛メッセージへ
支援計画書を送付



⑦ 本人から授業担当教員に支援計画書を渡す
教員とのやり取りにサポートが必要な場合は支援室がサポート



⑧ 授業での支援開始

授業における合理的配慮の例

以下、現在本学で行われている支援例です。

但し、この例がそのまま提供されるとは限りません。申請学生と支援室・授業担当教員との建設的な対話を通じて、個人の状況、授業の到達目標にあわせた合理的配慮が提供されます。

- ・ ロジャー(受信機は利用者購入) iPad・Bluetooth 対応マイク(UDトーク用)の貸出
- ・ 文字起こしアプリ (UD トーク) 使用
- ・ 視覚補助具等の使用
- ・ 座席を指定する場合の座席位置考慮
- ・ 感覚過敏がある学生のサングラスや耳栓(ノイズキャンセリングイヤホン)の着用
- ・ 重要事項を文章で伝達 (授業ポータルの講義連絡など)
- ・ 授業ポータルから授業資料の電子データ提供
- ・ 文章を読み上げ可能な形式に変換するアプリの使用
- ・ 発言や発表に関する環境調整
- ・ 指名に関する環境調整
- ・ 体調不良時の一時退室
- ・ 課題提出期限延長の相談・調整
- ・ 授業ポータルから授業で使用する資料・教材の事前提供
- ・ 車両乗入許可など

<学内支援別担当部署>

支援内容	担当部署	担当者	場所	市外局番 042
学生生活に関する事 学生寮・クラブ活動に関する事	学生課	職員	中央教育棟 西側 1F	691-2205
奨学金に関する事				691-2161
進路相談や就職活動に関する事	キャリア センター			691-3523
一般診療(風邪・怪我・急病等)	保健 センター	医師	中央教育棟 東側 B1F	691-9373
こころ元気科(メンタルに関する 相談、必要な専門機関への紹介)		精神科医		691-9373
学生生活上の悩みや困り事などの相談	学生 相談室	臨床心理士	中央教育棟 東側 1F	691-8226

<学習支援別担当部署>

履修・成績・学籍に関する事 授業・定期試験に関する事	教務課	職員	中央教育棟 西側 1F	691-2203
障害を持つ学生の授業における 合理的配慮申請に関する相談	障害学生 支援室	職員 臨床心理士	中央教育棟 西側 2F	691-9433
HELP DESK(履修、なんでも相談)	SPACe 学習支援 サービス	サポート スタッフ	中央教育棟 西側 2F	691-7009
日本語ライティングセンター (レポートチュータリング)				691-7009

■学生生活ハンドブック WEB 版

学生生活ハンドブックは、学内の各種問い合わせ一覧、学生相談室、保健センター、また八王子市内の医療機関や各種機関の連絡先一覧まで大学生生活に必要な情報が掲載されています。



■HELP DESK の紹介

学生スタッフによる学生のための学習支援を行っています。

予約優先ですが、飛び込み相談も可能です。

予約方法：ポータルサイトのツール・リンク集

> SPACe 学習支援サービス「各種支援サービス」> 学習相談予約



■ラベルを作成して Gmail を整理する

大学からの大事なお知らせを見落とさないようにGメールを自動で整理する設定をお勧めします。

創価大学 障害学生支援室

電話：042-691-9433

Mail：syougai-

support@soka.ac.jp

